

処分を行った日	事業者名	処分の種類	事故概要	処分内容
2020年1月22日	大阪屋形船株式会社	輸送の安全確保に関する指導	<p>令和元年10月16日18時頃、大阪屋形船株式会社の旅客船「水雅」は、大阪府大阪市大川を航行中、非動力船と衝突した。</p> <p>12月12日、近畿運輸局の運航労務監理官が海上運送法に基づく監査を実施した。</p> <p>令和2年1月22日、運航管理者は、事故の発生を知ったときは、近畿運輸局に対して、すみやかに事故報告を行うことを含む指導を行った。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 運航管理者は、事故の発生を知ったときは、近畿運輸局に対して、すみやかに事故報告を行うこと。 2. 安全管理規程及び大阪府、大阪府が定める「一級河川淀川水系の指定水域における船舶等の通航に関する指導指針」(以下、河川の航行ルールという。)について、安全統括管理者及び運航管理者に十分理解させた上で、乗組員等に対して安全教育を行わせること。 3. 船長は、河川の航行ルールを遵守し、且つ、周囲の状況を監視するための乗組員(見張員)を常時配置すること。